

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和7年5月2日(2025.5.2)

【国際公開番号】WO2022/244696
 【出願番号】特願2023-522633(P2023-522633)

【国際特許分類】

A 2 3 L 27/20(2016.01)

A 2 3 L 27/10(2016.01)

A 2 3 L 5/00(2016.01)

A 2 3 L 5/20(2016.01)

10

【F I】

A 2 3 L 27/20 D

A 2 3 L 27/10 C

A 2 3 L 5/00 H

A 2 3 L 5/20

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月23日(2025.4.23)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記成分(A)及び(B)を含有する異味抑制用組成物:

(A)一般式(I)で表される化合物:

- G l u - X - G l y (I)

(式中、Xは、アミノ酸残基又はアミノ酸誘導体残基を示す)及び

30

一般式(II)で表される化合物:

- G l u - Y (I I)

(式中、Yは、アミノ酸残基又はアミノ酸誘導体残基を示す)

からなる群より選択される少なくとも一つの - グルタミルペプチド又はその塩、ならびに

(B)シトロネラル、リモネン、2-メチルピラジン、ブタン酸、メチルアントラニレート及びヌートカトンからなる群から選択される少なくとも一つ。

【請求項2】

成分(A)が、 - G l u - V a l - G l y 又はその塩である、請求項1に記載の組成物。

40

【請求項3】

異味が、異味物質由来の苦味、渋味、えぐ味又は収斂味である、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

異味物質が、植物性タンパク、動物性タンパク、アミノ酸、ビタミン及び高甘味度甘味料からなる群から選択される少なくとも一つである、請求項3に記載の組成物。

【請求項5】

成分(A)に対する成分(B)の重量比が、フリー体の重量換算で、1:0.00001~400である、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

50

成分 (A) の経口物への添加量が、フリー体の重量換算で、経口物の総重量に対して、 $0.01 \sim 200$ 重量 ppm となるように用いられる、請求項 1 に記載の組成物。

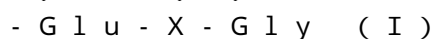
【請求項 7】

成分 (B) の経口物への添加量が、フリー体の重量換算で、経口物の総重量に対して、 $0.0005 \sim 20$ 重量 ppm となるように用いられる、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 8】

下記成分 (A) 及び (B) を添加することを含む、経口物の異味抑制方法：

(A) 一般式 (I) で表される化合物：



(式中、X は、アミノ酸残基又はアミノ酸誘導体残基を示す) 及び

一般式 (II) で表される化合物：



(式中、Y は、アミノ酸残基又はアミノ酸誘導体残基を示す)

からなる群より選択される少なくとも一つの - グルタミルペプチド又はその塩、ならびに

(B) シトロネラル、リモネン、2 - メチルピラジン、ブタン酸、メチルアントラニレート及びヌートカトンからなる群から選択される少なくとも一つ。

【請求項 9】

成分 (A) が、 $- \text{Glu} - \text{Val} - \text{Gly}$ 又はその塩である、請求項 8 に記載の方法

。

【請求項 10】

異味が、異味物質由来の苦味、渋味、えぐ味又は収斂味である、請求項 8 に記載の方法

。

【請求項 11】

異味物質が、植物性タンパク、動物性タンパク、アミノ酸、ビタミン及び高甘味度甘味料からなる群から選択される少なくとも一つである、請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

成分 (A) の添加量に対する成分 (B) の添加量の重量比が、フリー体の重量換算で、 $1 : 0.00001 \sim 400$ である、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 13】

経口物中の異味物質の総重量に対する、成分 (A) の添加量が、フリー体の重量換算で、 0.01 重量 ppm ~ 100 重量 % である、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 14】

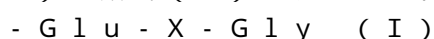
経口物中の異味物質の総重量に対する、成分 (B) の添加量が、フリー体の重量換算で、 0.5 重量 ppb ~ 80 重量 % である、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 15】

下記成分 (A) 及び (B) を添加することを含む、異味が抑制された経口物の製造方法

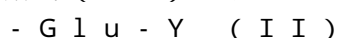
：

(A) 一般式 (I) で表される化合物：



(式中、X は、アミノ酸残基又はアミノ酸誘導体残基を示す) 及び

一般式 (II) で表される化合物：



(式中、Y は、アミノ酸残基又はアミノ酸誘導体残基を示す)

からなる群より選択される少なくとも一つの - グルタミルペプチド又はその塩、ならびに

(B) シトロネラル、リモネン、2 - メチルピラジン、ブタン酸、メチルアントラニレート及びヌートカトンからなる群から選択される少なくとも一つ。

【請求項 16】

成分 (A) が、 $- \text{Glu} - \text{Val} - \text{Gly}$ 又はその塩である、請求項 15 に記載の方

。

10

20

30

40

50

法。

【請求項 17】

異味が、異味物質由来の苦味、渋味、えぐ味又は収斂味である、請求項 15 に記載の方法。

【請求項 18】

異味物質が、植物性タンパク、動物性タンパク、アミノ酸、ビタミン及び高甘味度甘味料からなる群から選択される少なくとも一つである、請求項 17 に記載の方法。

【請求項 19】

成分 (A) の添加量に対する成分 (B) の添加量の重量比が、フリー体の重量換算で、 $1 : 0.00001 \sim 400$ である、請求項 15 に記載の方法。

10

【請求項 20】

経口物中の異味物質の総重量に対する、成分 (A) の添加量が、フリー体の重量換算で、 0.01 重量 ppm ~ 100 重量 % である、請求項 15 に記載の方法。

【請求項 21】

経口物中の異味物質の総重量に対する、成分 (B) の添加量が、フリー体の重量換算で、 0.5 重量 ppb ~ 80 重量 % である、請求項 15 に記載の方法。

【請求項 22】

請求項 15 \sim 21 のいずれか 1 項に記載の方法で得られる経口物。

20

30

40

50